

小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、小浜でしか体験できない「食文化」「歴史・伝統」「自然」「産業・農林業」など、魅力ある地域資源や地域に根ざしている産業を取り入れた体験プログラムの新規開発を支援することにより、観光客の増加および市内事業者の稼ぐ力の創出に繋げることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を申請できる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。

- (1) 市内に活動拠点を持つ法人、任意団体、個人事業主のいずれかに該当する者とする。
- (2) 関係法令等に違反していないこと。
- (3) 政治活動及び宗教活動を行うことを目的としないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象者としな

- (1) 小浜市暴力団排除条例（平成23年小浜市条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者
- (2) 前号に掲げる者のほか、補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、体験メニューの開発、宣伝ツールの作成、キャンペーンの実施、体験メニューの実施ならびに開発や販売を行うための知識や技能を修得するための研修やセミナーへの参加および専門家の招へいと

する。ただし、補助対象者が補助事業実施前年度の1年間に5日以上観光客に有料で提供したことがない体験メニューとする。

2 補助対象事業は、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上継続して1年間に5日以上観光客に有料で提供する計画のある事業とする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 国または地方公共団体から同一目的の補助を受けているもの
- (2) 公序良俗に反するもの

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、小浜の体験観光スタートアップ支援事業を実施するために直接必要な経費であって、別表に定めるとおりとする。

(補助率および補助限度額)

第6条 補助金の補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額を30万円として予算の範囲内で交付するものとする。ただし、食育の推進に繋がる体験プログラムの場合、補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、同一の補助対象者への補助金の交付は、1補助対象者につき1回とする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助対象事業を実施するにあたり必要となる手続等は、全て補助対象者が対応することとする。

- 例) ・道路占有が必要となる場合の占有許可手続
- ・調理をするにあたり必要となる福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター等の協議等

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金事業計画書兼収支予算書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ、小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金内容変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日以内または4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金実績報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 支出の金額、内容等が確認できる証拠書類の写し(領収書の写し等)
- (4) 成果品(事業当日の様子が確認できる写真等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要があると認める場合は現地調査を行い、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、小浜の体験観光スタートアップ支援事業補助金概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(事業経過の報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間、小浜の体験観光スタートアップ支援事業経過報告書(様式第11号)を毎年度末までに市長までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 規則またはこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助対象事業が不相当であると認められたとき。
- (3) 前2号のほか不正の事実があると市長が認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業における補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費
旅費	補助対象者又は構成員、外部講師の研修およびセミナーに関する交通費及宿泊費
報償費	外部講師の招へいおよび外部協力者に係る謝礼金
消耗品費	消耗品、原材料、燃料等の購入経費
印刷製本費	チラシやパンフレットのデザインおよび印刷にかかる経費
通信運搬費	郵便料、送料等
広告宣伝費	新聞、雑誌等の広告に要する経費
委託料	事業実施に必要な外部委託に要する経費
備品購入費	機械、器具および備品の購入費 (ただし、体験メニューの開発または提供のために必要不可欠な備品とし、経常的な施設管理または事務管理のための備品は対象外)
負担金	資格取得や知識技能修得のための研修およびセミナーの参加費
その他	市長が必要と認めた経費